【記載例】

※記載にあたっては、「ガス事故報告の運用について（平成２９年３月３１日２０１７０３２９商局第１号）」を参照すること。

様式第１５(第４条関係)

ガ　ス　事　故　詳　報

　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○○月○○日

関東東北産業保安監督部長　殿

　 　　　 　　　　　　　　　　　 住　　所 ○○県○○市○○町○丁目○番地 氏　　名 ○○ガス株式会社

代表取締役社長　○○　○○

ガス事業法第１７１条第１項の規定により次のとおりガス事故の報告をします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 件名 | | 二口ヒューズガス栓からの漏えいに伴う火災事故 | | |
| 事故発生の日時 | | 令和○○年○月○日　午前○○時○○分頃 | | |
| 事故発生の場所 | | 住所 | | ○○県○○市○○町○丁目○番地 |
| 建物区分 | | 一般集合住宅 |
| 事故発生の消費機器  又はガス栓 | | 消費機器の  区分 | | 二口ヒューズガス栓 |
| 製造又は輸入した者の  名称 | | ○○○○株式会社 |
| 型式 | | ○○二口ヒューズガス栓○○○○ |
| 製造年月 | | 平成○○年○月 |
|  | 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定 に よ る 表 示 | 工事事業者の氏名又は  名称及び連絡先 | |  |
| 監督者の氏名 | |  |
| 資格証の番号 | |  |
| 施工内容及び  施工年月日 | |  |
| 事故発生場所への供給ガス | | 最高使用圧力 | | 低圧（○○ｋＰa） |
| ガスグループ | | １３Ａ |
| 事故の内容及び被害状況 | | 人身被害 | | なし |
| 物損 | | ガス栓、ゴムホースの焼損、台所壁の一部焼損 |
| 概要 | | 消防本部より電話が入り、○○地区で火災が発生したため、出動するよう要請を受けた。  当直担当者が火災現場に到着したところ、既に消火作業は終了し、消防と警察による調査が行われていた。  担当者は消防・警察及び需要家の立会いのもと、ガステーブル本体、二口ヒューズガス栓からゴムホースの外観点検を実施したところ、ゴムホースと二口ヒューズガス栓の焼損を確認した。また、二口ヒューズガス栓の機器接続側及び未使用側の両方のガス栓が半開き状態であったことを確認した。その他、ガステーブル後方の台所壁の一部が焼損していた。  需要家から聞いたところによると、家族がガステーブルで調理を行う際に、点火しなかったので、ガス栓をみたところ、不使用側を開いてしまったようで、直ぐに元に戻して、もう一方のガス栓を開いて点火したところ、ガステーブル後方より火が上がったとのことであった。なお、ガス漏れ警報器は発報しなかったとのこと。 |
| 周知及び調査の状況 | | 法第１５９条第６項の帳簿を添付すること | | |
| 事故の原因 | | 概要 | | 調査の結果、ガステーブルを使用する際に、誤って未使用側ガス栓を開（半開）けてしまい、直ぐに戻したものの、過流出安全機構が作動しない程度での未燃ガスが漏えいしている状態となった。  この状態でもう一方のガス栓（接続側）を開けて、再度ガステーブルの点火を行ったところ、未使用側のガス栓から漏出していたガスに引火して、ガステーブル後方で火が上がったものと思われる。  なお、未使用側ガス栓にガス栓キャップが取り付けてあったかは不明。 |
| 燃焼器に関する事項 | |  |
|  | 立ち消え  安全装置の有無 | 有 |
| 不完全燃焼  防止装置の有無 |  |
| 施工に関する事項 | | なし |
| ガスの使用者に関する  事項 | | 未使用側ガス栓の誤開放 |
| ガス漏れ  警報装置の有無 | | 有 |
| 不完全燃焼  警報器の有無 | | 有 |
| 復旧 | | 事故に対する応急措置 | | 保安閉栓処置済 |
| 復旧又はその  見込みの日時 | | 令和○○年○○月○日　○○時  需要家の要望により、新たなガステーブルを設置した。 |
| 事故の発生防止対策 | | ①二口ヒューズガス栓を交換し、ガス栓キャップを再設置するとともに、誤操作防止のためのガス栓カバーを設置した。  ①前回の消費機器調査（令和○年○月）時には、未使用ガス栓にガス栓キャップが設置されていたが、事故当日に取付けされていたかは不明であるため、二口ヒューズガス栓の説明を行うとともに、ガス栓キャップやガス栓カバーを取り外さないこと、及びガスの安全な使用方法や日常管理について周知した。 | | |

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。